

2. 店舗総合保険の改定内容

(1) 保険料率の改定

近年、自然災害や水濡れ損害による保険金の支払いが増加していることを受け、損害保険料率算出機構が算出する火災保険参考純率※が2018年6月に改定されたことに伴い、保険料率の改定を行います。

※ 参考純率とは、保険料のうち、将来、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる部分のことをいい、当社が保険料率を算出する際に参考とすることができます。以下同様とします。

(2) 生計同一要件の撤廃

店舗賠償責任補償特約における被保険者の範囲について、「生計を共にする」（生計同一要件）を撤廃し、また、配偶者からみた親族・子の補償も対象とします。なお、この改定に伴う保険料の改定はありません。

現行	改定後
① 本人の配偶者 ② 本人または配偶者と <u>生計を共にする</u> 同居の親族 ③ 本人または配偶者と <u>生計を共にする</u> 別居の未婚の子 ④ ①から③までに該当しない本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。） (注) 本人と <u>本人以外の被保険者</u> との続柄は、賠償損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。	① 本人の配偶者 ② 本人または <u>その</u> 配偶者の同居の親族 ③ 本人または <u>その</u> 配偶者の別居の未婚の子 ④ ①から③までに該当しない本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。） (注) 本人 <u>またはその配偶者</u> との続柄は、賠償損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) 持ち出し家財保険金の廃止

標準約款※において本保険金が廃止されたことに伴い、当社におきましても本保険金を廃止します。

※ 標準約款とは、損害保険料率算出機構が、火災保険参考純率の算出にあたって前提となる補償内容などを保険約款という形で示したものをいいます。

(4) 水災支払方法変更特約の販売停止

参考純率の廃止に伴い、本特約の販売を停止します。

(5) その他の明確化等

保険金請求時の保険会社への提出書類について、保険証券の提出を必須としている取扱いを改め、保険会社が求める場合に提出する書類の1つとします。